

指定通所介護

久留米市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業

(介護予防通所サービス・元気向上通所サービス)

重要事項説明書

社会福祉法人 恵伸会

デイサービスセンター共生の里津福

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上、ご注意をいただきたいことを次の通り説明します。

※ サービスのご利用は、原則として介護保険認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となりますが、介護予防・日常生活支援サービス事業対象者の方も利用は可能です。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 恵伸会
法人所在地	熊本県荒尾市樺2516番地
電話・FAX 番号	電話 (0968-68-8100) / FAX (0968-68-8101)
代表者氏名	理事長 杉野 伸一
設立年月	平成9年12月12日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護・介護予防通所サービス・元気向上通所サービス ※ 当事業所は「ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設 共生の里津福」に、併設されています。
事業所名	デイサービスセンター 共生の里津福
所在地	福岡県久留米市荒木町白口552-3
電話・FAX 番号	電話 (0942-51-9065) / FAX (0942-26-1300)
代表者名	理事長・杉野 伸一
管理者氏名	富安 聡司
開設年月	平成21年4月1日
指定年月日	平成21年4月1日 指定通所介護 平成29年4月1日 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業
事業所番号	4071603668
実施単位	1単位
利用定員	【月曜】 指定通所介護・久留米市介護予防通所サービス 32名 久留米市元気向上通所サービス 3名 合計35名 【火曜・水曜・木曜・金曜・土曜】 指定通所介護・久留米市介護予防通所サービス

	<p>29名 久留米市元気向上通所サービス 6名 合計35名</p>																
事業の目的	<p>要介護、要支援状態又は日常生活支援事業対象者である利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。</p>																
当事業所の運営方針	<p>事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護、要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。</p>																
建物の規模及び構造並びに施設の概要	<p>(1) 食堂・日常動作訓練室 107.51 m² (2) 構造 鉄筋コンクリート</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静養室</td> <td>3.27 m²</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室・食堂</td> <td>107.51 m²</td> </tr> <tr> <td>浴室 (2室)</td> <td>29.88 m²</td> </tr> <tr> <td>脱衣室 (2室)</td> <td>12.21 m²</td> </tr> <tr> <td>トイレ (3室)</td> <td>12.36 m²</td> </tr> <tr> <td>相談室 (1室)</td> <td>9.24 m²</td> </tr> <tr> <td>キッチン (1室)</td> <td>8.97 m²</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	面積	静養室	3.27 m ²	機能訓練室・食堂	107.51 m ²	浴室 (2室)	29.88 m ²	脱衣室 (2室)	12.21 m ²	トイレ (3室)	12.36 m ²	相談室 (1室)	9.24 m ²	キッチン (1室)	8.97 m ²
	居室の種類	面積															
	静養室	3.27 m ²															
	機能訓練室・食堂	107.51 m ²															
	浴室 (2室)	29.88 m ²															
	脱衣室 (2室)	12.21 m ²															
	トイレ (3室)	12.36 m ²															
	相談室 (1室)	9.24 m ²															
キッチン (1室)	8.97 m ²																

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	久留米市・筑後市・大木町
営業日	月曜日～土曜日(日曜日は休業日) 年末年始 12/31～1/2休業
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	通所介護：9:30～16:00 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業 9:30～16:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	勤務形態・人数
管理者	従業員及び業務管理等	1名
生活相談員	利用申し込みに係る業務 相談助言及び技術指導等	2名以上
看護職員	利用者の看護業務全般等	1名以上
介護職員	業務全般等	5名以上
機能訓練指導員	利用者の機能訓練指指導・助言等	1名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職員	勤務体制
通所介護職員	勤務時間：8：30～17：30

5. 契約締結からサービス提供までの流れご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画等」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①当事業所の管理者又は生活相談員に通所介護計画等の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は通所介護計画等の原案について、ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③通所介護計画等は、居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書が変更された場合、もしくはご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者と協議して、通所介護計画等を変更いたします。



④通所介護計画等が変更された場合には、ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費を除き各利用者毎に定められた割合負担に応じ介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事は当施設職員が調理しております。
- ・昼食は12時より提供させていただきます。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。(元気向上通所サービスについては、希望者のみ行います。)
- (※紛失防止のため、下着及びタオル類には全て記名をお願いします。)

③ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため、機能訓練指導員(理学療法士等)、看護師、介護職員、生活相談員、他の職種と共同して個別機能訓練計画書等を作成し訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

- ・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域以外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

〈サービス利用料金〉

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

(2) 介護保険等の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の材料の提供(食費)

- ・ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

② 趣味活動・アクティビティ等

- ・ご契約者の希望により趣味活動やアクティビティ等に取り組んでいただけます。
- ・利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

- ・ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

④ 送迎

- ・通常の事業の実施地域を越える場合の費用です。

※料金：片道10km以上 300円（往復）

⑤ オムツ代

- ・ご契約者のパット、オムツが汚れて持参物がなく、交換した場合の料金をいただきます。

料金：尿とりパット 1枚 20円 紙オムツ代 1枚 80円

⑥ 入浴代

- ・久留米市日常生活支援事業（元気向上通所サービス）をご利用の方で、ケアプラン及び個別サービス計画書へ位置付けられてない方で入浴を希望される場合は実費500円を頂きます。

⑦ 利用料等

- ・要介護、介護予防・日常生活総合事業（要支援者、事業対象者）の基本利用料、自費利用料・利用時間利用回数、各加算については別表1-5参照

※介護予防・日常生活支援総合事業の自費利用の場合は事前に申し出をして利用定数に空きがあれば受け入れ可能です。

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

※経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、相当な額に変更することあります。その場合、事前に変更の内容と事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月1ヶ月分を月末に計算し、請求しますので翌月18日までに原則として以下の方法でお支払いください。

※お支払いは、筑邦銀行口座から自動引き落とし。

(その他の支払い方法については要相談)

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者の都合により、通所介護サービスの利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用の追加を希望される場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日の8時40分以降になって利用の中止の申し出をされた場合、食費に相当するキャンセル料をいただきます。但し、契約者の病状

の急変など、緊急止むを得ない事情がある場合は不要です。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況によりご契約者の希望する時間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 事業者からの申し出によりご利用を中止していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、文書により、1週間以上の予告期間をもって当事業所のサービスを中止していただくことがあります。

また、以下の事項に該当するとして契約解除がなされた場合、それによりご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者に損害が生じたとしても、事業者はその損害を賠償する責任を負いません。

- ① ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項についてこれを故意に告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金が3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為(不当要求や職員を怒鳴りつける等の精神的負荷を与えるハラスメント行為)をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

- 健康増進法の規定により原則喫煙はできません。

(3) 外出

- サービス提供時間中、私用等での外出は原則できません。

(4) サービス利用

- サービス利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員に申し出てください。

○複数の利用者の方々が同時にサービスを利用する為、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。

○体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括センター、当事業所の担当者へのご連絡をお願いいたします。

(5) プライバシー保護

○ご利用者同士での個人情報（住所や電話番号等）のやり取りや聞き出しなどはご利用者のプライバシー保護及びご利用者同士のトラブル防止の観点から禁止としております

(6) 紛失等のトラブル防止（持ち物への記名にご協力ください。）

○貴金属等、貴重品の持参はご遠慮ください。お持ちになる物につきましては、全てに記名をお願いします。持参された物の中には同じようなものを持っている方も多く、記名がないと紛失する恐れがあります。ご利用者ご自身の勘違いなどで間違えてしまう場合や施設職員でも見分け・把握が困難な場合がございます。記名なくお持ちになられて紛失された場合につきましては、施設は責任を負いかねる場合がございます。

8. 事故発生時及び緊急時の対応について

ご契約者にサービスを提供中に緊急の事態が発生した場合、必要な措置を講じます。

- (1) ご契約者に急な病状の変化、転倒等の事故が発生した場合、速やかに管理者及び主治医に報告し、指示を仰ぎ必要な対応を行います。
- (2) 事業所において災害等が発生した場合、非常災害計画に従い避難及び救出、その他必要な対応を行います。
- (3) 送迎及び行事のため、事業所外においての事故及び災害に際しても、その場の最上位者が連絡・調整及び必要に応じて指示・対応を行います。
- (4) その他緊急の事態が生じた場合、速やかな連絡・対応を行います。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法必要な設備を備えております。

- ・防災訓練年2回
- ・避難訓練年2回

10. その他

- (1) 家庭での状況、その他体調の変化がある場合には、職員に伝えるか又は連絡帳に記入してください。
- (2) 利用期間中ご契約者が入院された場合は、状況の変化等が考えられますので退院が決まりました段階で、担当介護支援専門員と今後のご利用についてご相談ください。
- (3) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

1 1. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受け 付け窓口	(受付日) 毎週月曜日 ～ 土曜日 (受付時間) 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 相 談 担 当 者 : 生活相談員 末松 由希・立石 由佳・元山 彩 苦情解決責任者 : 管 理 者 富安 聡司 (ご意見箱) 共生の里津福内に設置
--------------	---

行政機関その他苦情受付機関

- ・久留米市介護保険課 TEL0942-30-9247
- ・筑後市市民生活部高齢者支援課介護保険担当 TEL0942-53-4115
- ・大木町役場健康福祉課 TEL0944-32-1013
- ・福岡県国民健康保険団体連合会 TEL092-642-7859
- ・久留米中央地域包括支援センター TEL0942-46-8711
- ・久留米北地域包括支援センター TEL0942-23-1055
- ・久留米南地域包括支援センター TEL0942-51-2332
- ・久留米東地域包括支援センター TEL0942-41-5522
- ・久留米西地域包括支援センター TEL0942-51-6100

(2) サービスの第三者評価の実施状況の有無 無

令和 年 月 日

事業者はご契約者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項の説明をおこな
いました。

(説明者) 所属 デイサービスセンター 共生の里津福
職名 生活相談員
氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者 (ご利用者) 住所
氏名

代理人(代筆者) 住所
氏名

本人との続柄 ()

身元引受人 住所
氏名

本人との続柄 ()

< 事業所 > 住所 福岡県久留米市荒木町白口552-3
法人名 社会福祉法人 恵伸会
デイサービスセンター共生の里津福
理事長 杉野 伸一

